

川崎市青少年指導員設置要綱

(趣旨)

第1条 青少年の創造的活動の助長と自発的活動及びその育成活動を積極的に推進し、青少年の健全な育成をはかるため、青少年指導員（以下「指導員」という。）を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 指導員は、地域における青少年の積極的育成とその愛護活動を行うために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 青少年の体験活動の促進
- (2) 青少年団体の育成と支援
- (3) 青少年に望ましい地域づくり
- (4) 青少年に関する相談と対応
- (5) 青少年に関する調査と情報提供

(指導の対象)

第3条 指導員は、おおむね小学校就学時から20歳未満までの地域における青少年を対象として、前条に掲げる活動を行うものとする。

(任期)

第4条 指導員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。また、補欠により委嘱された指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指導員の資格)

第5条 指導員は、原則として、年齢70歳未満の成人で、地区に生活の根拠を持ち、次の各号に掲げる条件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内会（自治会）などで、青少年の指導及び青少年関係団体の活動に関わっている、又は関わっていた経験のある者
- (2) 社会的信望があり、指導員としてふさわしく、かつ、青少年活動に理解

と熱意を有する者

(委嘱)

第6条 指導員は、川崎市長が委嘱する。

(解嘱)

第7条 市長は、第5条の指導員の資格に該当しなくなった場合、解嘱することができる。

(定数)

第8条 指導員の定数は559名とし、各区の定数は別表のとおりとする。

(庶務)

第9条 指導員に関する事務は、こども未来局青少年支援室、各区役所、区役所支所及び出張所にて行う。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成7年12月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月30日から施行する。

別表（第 8 条関係）

区名	定数
川崎区	1 0 1 名
幸区	6 6 名
中原区	8 4 名
高津区	8 3 名
宮前区	8 4 名
多摩区	8 2 名
麻生区	5 9 名